

仙北市では、75歳以上の方を対象に、5月9日(日)から新型コロナウイルスワクチンの接種がスタートしますが、4月12日(月)から接種券を対象の方に送付しています。

接種券の送付先は…

住民登録されている住所宛です。
接種券のほかに、お届け案内、シャトルバス運行表が同封されています。

なくしてしまったら…

再発行ができますが、多少の時間がかかりますので、紛失することのないように保管してください。

予約について

- ▶すでに予約の受付が全国の市町村で始まっていますが、報道などでおわかりのとおり、ワクチンの供給量が限られており、予約開始から数時間で予約を打ち切らなければならない事例が相次いでいます。
- ▶仙北市でも、当面は、対象の方全員の予約を受け入れることは困難になっており、最初は、1,000人程度を目途に予約を受ける予定です。
- ▶残りの方の予約については、ワクチンの供給量が確保されることを確認しながら進めることとなりますので、仙北市ホームページ、防災無線、安全安心メールなどで、予約受付の状況をお知らせすることにしています。

送迎スケジュール

接種会場へのシャトルバスの運行表を接種券に同封していますので、ご利用される方は予約申込時にお知らせください。

接種について

- ▶仙北市では、3か所の接種会場で集団接種により接種を進めます。
- ▶新型コロナウイルスワクチンの接種は、できるだけ接種していただきたいと思っておりますが、強制ではありません。接種を受けることに同意された方に接種を行うことになっていきます。

副反応について

接種した後の副反応が心配ですが、最初に供給されるファイザー社のワクチンについては、アメリカの疾病対策センターの報告では次のような症状が確認されています。1回目より2回目の方が、強い副反応が出ていますが、ほとんどは1日～2日で回復されているとのことです。

ワクチンの安全性

発現割合	症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10 - 50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1 - 10%	吐き気、嘔吐

※接種直後よりも翌日に痛みを感じている方が多いです。
※これらの症状の大部分は、接種後数時間以内に回復しています。

接種後すぐに現れる可能性のある症状について

アナフィラキシー 薬や食物が体に入ってから、短時間で起こることのあるアレルギー反応です。じんま疹、腹痛や嘔吐、息苦しさなどの症状が急に起こります。起こることはまれですが、接種後にアナフィラキシーが起こっても、すぐに対応が可能で、ワクチンの接種会場では適切な医療体制を整備しています。

血管迷走神経反射 ワクチン接種に対する緊張や、強い痛みをきっかけに、立ちくらみがしたり、血の気が引いて時に気を失うことがあります。通常、横になって休めば自然に回復します。

！ 旅館・ホテル・簡易宿所における感染症への対応について

営業者が日頃留意すべき事項

01 緊急時の連絡先を把握しておきましょう

保健所などの関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に連絡する近隣の医療機関や受診・相談センターを把握しておくこと。

02 宿泊者名簿への記載を徹底しましょう

感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法第6条にもとづく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。

03 体調に異変があった宿泊者への対応を確認しましょう

宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、マスクを着用するなどし、事前に近隣の医療機関または受診・相談センターへ連絡したうえで受診をするようにすすめること。

04 宿泊者の健康管理に協力しましょう

宿泊者から体温計の貸出を求められた際は、衛生的管理に留意のうえで貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。

05 今一度、感染症対策について見直しましょう

日頃から、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」にもとづく営業に努め、従業員の健康管理、施設的环境衛生徹底を図ること。

06 感染症拡大地域からの宿泊者を拒むことはできません

新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在していたことのみを理由として、宿泊を拒むことはできません。

感染が疑われる宿泊者に接触した従業員の対策

従業員から、本人または家族に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱や呼吸困難、倦怠感など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、雇用主は近隣の医療機関または受診・相談センターに連絡させ、その指示に従わせること。

感染が疑われる宿泊者が発生した場合

01 医療機関などに連絡をしましょう

宿泊者から、発熱や呼吸困難、倦怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得たうえで、速やかに近隣の医療機関または受診・相談センターへ連絡し、その指示に従うこと。

02 ほかの人と接触しないようにしましょう

発熱や呼吸困難、倦怠感など、感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明のうえ、レストランなどの利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。

同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者と同室していた方には、マスク着用を求めること。

03 感染が疑われる宿泊者への対応を確認しましょう

感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。

感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスクと使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗いを確実にすること。使用後のマスクと手袋はビニールで密閉し、焼却するなどの適正な方法で廃棄すること。

04 保健所の調査に協力しましょう

保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況などの調査に協力すること。

05 施設の消毒方法を確認しましょう

施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域(客室、レストラン、エレベーター、廊下など)のうち手指が頻りに接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバーなど)を中心に「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂2020年10月2日)」(国立感染症研究所)を参考に実施すること。

また、シーツなどのリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)を参考に実施すること。



あきた新型コロナ受診相談センター

24時間受付 ☎018-866-7050

8時～17時(毎日) ☎018-895-9176 / ☎0570-011-567